

# 2026年度 浜田市立第三中学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、「いじめは、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる。」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る。」ということも忘れてはならない。

そのような認識を踏まえて、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に取り組むにあたって、学校は保護者、地域と連携しながら、生徒一人一人の自尊感情や人権感覚を培い、いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない気持ちを育てていくことが大切である。

また、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは卑怯な行為である。」「いじめは絶対に許されない。」という意識をもち、いじめに直面した場合でも、強い気持ちをもって、周囲の人に相談したり、いじめをやめさせようとしたりする力をもつ生徒を育てていくことが必要である。このような取組は、思いやりの心、慈しみの心を育てていくことにつながるだけでなく、地域社会のつながりやあたたかみを感じ、家族や地域を愛し、大切にしたいという気持ちの醸成にもつながっていくと考える。

いじめの防止等のための対策を、浜田市教育委員会、本校、家庭、地域、その他の関係者との連携のもと、総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）、島根県いじめ防止基本方針に基づき「浜田市立第三中学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定することとした。この基本方針は、本校のいじめの防止等に対する考えを示したものである。また、この基本方針は、策定後の状況の変化に応じて、適宜、見直しを行う。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての本校生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しないことを旨として行わなければならない。そのためには、本校生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、取組が行われなければならない。

また、いじめが、いじめを受けた本校生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、本校生徒が理解できるようにしなければならない。さらには、いじめを受けた本校生徒が、安心して相談できる体制を整備したり、学校内外の相談窓口の周知・広報に努めたりしなければならない。いじめの防止等の対策は、いじめを受けた本校生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市町村、学校、家庭、地域、その他の関係者間の連携を図り、いじめの問題を克服することをめざして行わなければならない。

## 2 いじめの定義

法では、いじめを次のように定義している。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた生徒の立場に立つて行うことが必要である。

### 3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象として、すべての教職員においていじめの未然防止の取組を行っていくことが重要である。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行うことによって、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていくことが必要である。

このため、本校では、学校教育目標「自ら学び、仲間や地域とともによりよい未来を創造する生徒の育成」のもと、教育活動全体を通じて人権意識を高め、すべての生徒に「いじめは決して許されない。」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

また、いじめには様々な要因があり、その中の一つとして指摘されているストレスを軽減するような取組を行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要である。加えて、すべての生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自己有用感を高め、充実感を得ることができる学校生活づくりに取り組んでいく。

#### (2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

生徒指導支援部に校長、教頭、主幹教諭、学年主任を加えた「拡大生徒指導支援部会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実務的に行う。

また、初動対応や事後指導は「生徒指導支援部」が、重大事態の調査は「いじめ防止対策委員会」が母体となり、組織的な取組を行う。

##### 【いじめ防止対策委員会】

○ 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権・同和教育主任、学年主任、養護教諭、特別支援学校コーディネーター

##### 【拡大生徒指導支援部会】

○ 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事 学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、生徒会担当。※必要に応じて、SC、SSW、浜田市教育委員会等の外部機関が参加し、適切な対応をする。

### 4 いじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止

##### ① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

生徒の尊厳が守られ、生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいく。未然防止の基本は、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築いた上で、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくために次のことに取り組む。

- あいさつ運動の実施（生徒会・生徒指導部・PTA）
- 日常的に生徒の行動の様子を把握し、教職員間で情報共有する。
- アンケートQ-Uの実施から支援を要する生徒への手立てを講じ、教職員で共通理解のもと取り組む。
- 生徒指導支援部会を定期的で開催し、生徒の情報交換や指導の手立てについて検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

② いじめの防止のための取組として次のことに取り組む。

- 校区小学校との連携を密にし、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。生徒も、特別活動等で、いじめの問題について話し合い活動の時間を設け、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- 人権教育（ニコニコフォーラム）や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進し、他人の気持ちを共感的に受け止め、立場の違いを理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、生徒指導の三機能を生かした授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進めるとともに、ストレス等に適切に対処できる力を育む。
- 本人や家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、校区小学校との連携を進め、情報共有を行う。

（2） 早期発見

① いじめの積極的な認知と情報の共有

ささいな兆候も見逃さないように、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。さらに日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、いじめに関わる校内研修を実施するとともに、教職員相互で、積極的に情報交換を行い、生徒の情報を共有する。

② いじめの早期発見のための措置

いじめ発見アンケートや定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、全職員が生徒一人ひとりに関わることで生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備し、休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配るなどして早期発見に努める。

（3） いじめに対する措置

① いじめに対する組織的な対応及び指導

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、すみやかに当該のいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対しては、安全を確保しいじめから守る。

いじめを行った生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

またいじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」

状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、責任をもってその安全・安心を確保する。拡大生徒指導支援部会は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、すみやかに管理職、生徒指導主事に報告するとともに学年体で情報を共有する。その後は、生徒指導支援部及び、学年生徒指導担当者が中心となり、すみやかに関係生徒から複数職員で事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は対応記録を残し、概要や今後の対応方針について関係生徒の保護者及び、浜田市教育委員会に報告する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、浜田警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに浜田警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめを受けた本校生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。

また、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）との人間関係を築く。状況に応じて、SCやSSW等の外部機関等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

④ いじめを行った本校生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聞き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教職員で連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得たうえで協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った生徒への指導は教職員共通理解のもと、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った生徒が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。また、当該生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう適切な教育的配慮を行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていく。そのうえで、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか把握に努めるなど、早期発見のための取組を推進する。インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて警察等と適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したいじめ等への対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラルを身に付けさせるための教育授業の充実等を図る。

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であることや、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、スマホ安全教室の実施やPTAから保護者へ「スマホ・ケイタイ・ネット 親子の約束」を発信するなど連携して取り組む。

(4) その他の留意事項

① 組織的な体制整備

- いじめへの対応については、生徒指導支援部を中心として、特定の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。
- 教職員による教育指導のあり方が、いじめを誘発したりいじめを深刻化させたりする要因となりうるようなことがないよう教職員の人権意識を高める校内研修等に取り組む。
- 学校の雰囲気、生徒にとって居心地の良さや自己肯定感・自己有用感を感じにくいような息苦しさがあると、いじめを誘発する可能性も懸念されるため、温かい学校、温かい学級づくりに学校全体で取り組む。

② 校内研修の充実

すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。

③ 学校間の連携体制の整備（市内生徒指導連絡協議会）

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導・助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

④ 地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校経営方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校とPTA、民生・児童委員等、地域の関係団体と連携を図り、地域や家庭と連携した対策を推進する。

⑤ 学校評価

学校評価において、保護者との連携や情報発信について評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

5 重大事態への対応

「不登校重大事態に関わる調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、以下の対応を行う。

(1) 重大事態の調査組織の設置

浜田市教育委員会と連携を図り、学校に設置されている「いじめ・人権侵害防止委員会」を母体とした調査組織をすみやかに設置する。調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(2) 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態の調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

なお、警察の捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努め、生徒等から聴き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

① いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

その生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に考えて行う。その際、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた生徒への指導をすみやかに言い、いじめをやめさせる。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめを受けた生徒からの聴き取りができない場合、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。